



島根県報

平成17年9月30日(金)
号外第93号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)

公布された条例等のあらまし

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第111号)

1 規則の概要

日本道路公団の民営化に伴い、公共的団体から日本道路公団を削除することとした。(第9条関係)

2 施行期日

平成17年10月1日から施行することとした。

規 則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第111号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則(平成4年島根県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第15号を削る。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

